

吉野川市キャッシュレス決済導入業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、吉野川市キャッシュレス決済導入業務に係る受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

(1) 業務名

吉野川市キャッシュレス決済導入業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

本業務の詳細については、別紙「吉野川市キャッシュレス決済導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※なお、令和8年10月1日をキャッシュレス決済運用開始予定日とし、令和9年3月31日までは設置機器の運用保守等を行うものとする。

※詳細は本市と協議により決定する。

(4) 提案上限額

2,788,940円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案上限の金額は、上記のとおりとする。なお、当該金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すものである。

※提案上限額に含めるのは機器調達、設置、初期設定、操作研修、指定納付受託業務に係る手続など、キャッシュレス決済導入に係る諸々の費用及び令和8年10月1日～令和9年3月31日までの運用保守費用等とする。

なお、キャッシュレス決済手数料は提案額には含めないものとする。

※提案上限額を超える金額で提案した場合は、失格とする。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、公告日（以下「基準日」という。）から契約締結までの日において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、基準日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市における競争入札の参加を制限されていない者であること。
※本市の競争入札参加資格を有していない者については、吉野川市物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第3条に規定する書類を参加表明書に添付すること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 吉野川市暴力団等排除措置要綱(平成23年吉野川市告示第75号)に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 国税、県税及び市町村税等を滞納していない者であること。
- (6) 法人格を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体において、キャッシュレス決済の導入及び運用の実績を有していること。
- (8) 本プロポーザルは、複数の事業者による共同提案も可能とする。この場合、次の全ての要件を満たしていること。
 - ア 共同提案を行う事業者（以下、「共同事業体」という。）のうち、1者を代表事業者として定めること。
 - イ 共同事業体の全てが上記（1）～（6）の条件を満たしていること。
 - ウ 共同事業体のうち少なくとも1者が上記（7）の条件を満たしていること。

3. 実施スケジュール

内 容	期限又は期日
公告・募集開始	令和8年5月22日（金）
参加表明書類等の提出期限	令和8年6月8日（月）午後5時必着
参加資格審査結果の通知	令和8年6月10日（水）
質問提出期限	令和8年6月12日（金）正午必着
質問への回答	令和8年6月16日（火）
企画提案書類等の提出期限	令和8年7月3日（金）午後5時必着
プレゼンテーション及び審査	令和8年7月13日（月）
審査結果通知発送及び公表	令和8年7月中旬頃を予定
契約協議及び契約締結	令和8年7月下旬頃を予定

※スケジュールは現時点での予定であり、今後変更となる場合があります。

4. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次のとおり必要書類を提出すること。

（1）提出書類…様式は本市ホームページに掲載。

ア 参加表明書（様式1）

共同事業体参加表明書[該当する場合のみ提出]（様式1-2）

共同事業体結成にあたり、相互の役割分担（責任分界点）等について取り交わしている協定書・覚書等（任意様式）を添付すること。

イ 会社概要（様式2）

会社案内パンフレット、組織図等があれば添付すること。

ウ 業務実績書（様式3）

エ 本市の競争入札参加資格を有していない者については、以下の書類が必要。

～吉野川市物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第3条に規定する書類等～

★① 経歴書

② 登記記載事項証明書（法人）（発行から3か月以内のもの。）

③ 貸借対照表及び損益計算書（直前2年の各事業年度分）

④ 納税証明書（発行から3か月以内のもの。）

1）法人税の納税証明書（未納の額がないことの証明書）

消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3：未納税額のない証明書）

2）県税（事業税・県民税）の納税証明書（未納の額がないことの証明書）

i）本社が徳島県内にある場合【徳島県で発行されたもの】

ii）本社が徳島県外にある場合【本社所在地の都道府県で発行されたもの】

iii）本社が徳島県外にあり、徳島県内の営業所等に取りに係る権限を委任する場合【本社所在地の都道府県で発行されたもの（本社分）及び徳島県で発行されたもの（権限を委任された営業所等の分）】

3）市税の納税証明書（未納の額がないことの証明書）

市内に営業所等がなく、納税義務がない者については添付不要。

⑤ 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの。）

★⑥ 使用印鑑届

⑦ 特約店又は代理店にあっては、それを証明する書面

⑧ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合にあっては、これらを受けていることを証明する書面の写し

★⑨ 契約の締結につき支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合にあっては、委任状

★⑩ 誓約書（吉野川市暴力団排除措置要綱関係書類）

※★の様式については、本市ホームページに掲載。

(2) 提出部数

各1部（紙もしくは電子ファイル[PDF]）

(3) 提出期限

令和8年6月8日（月）午後5時必着

(4) 提出方法

開封確認を付した電子メール又は郵送・持参により、本要領第12項の事務局へ提出すること。

電子メールによる提出の場合は、件名は、「プロポーザル参加表明書等の提出（事業者名）」とすること。なお、メール送信後、開封通知が届かない場合は、電話で確認を行うこと。

郵送による提出の場合は、提出期限日までの必着とし、書留等の配達記録が残る方法とすること。

持参による提出の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は午後5時まで）の間とする。

(5) 参加辞退

参加表明書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに本要領第12項の事務局に電話連絡した上で、参加辞退届（様式8 ※共同事業体の場合は様式8-2（共同事業体用）を使用）を提出すること。

なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

5. 参加資格の審査及び結果の通知

参加表明書等の受付後、参加資格を審査し、その結果を令和8年6月10日（水）までに、参加表明書等を提出した者に電子メールにより通知する。

なお、この結果に対する異議申し立ては受理しない。

6. 公募に対する質問及び回答

本プロポーザルに質問がある場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式4）

(2) 提出期限

令和8年6月12日（金）正午必着

(3) 提出方法

開封確認を付した電子メールにより、本要領第12項の事務局へ提出すること。この場合において、件名は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

なお、電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話で確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年6月16日（火）までに、質問のあった事業者名は伏せ、本市ホームページに公開する。

7. 企画提案書等の提出

参加表明書等を提出後、参加資格要件を満たすと認められた者（以下「提案者」という。）は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式5）

イ 企画提案書（任意様式）

企画提案書の提出は1者1案とし、ページ数は30ページ以内（ページ番号を付与すること。表紙・中表紙・背表紙はページ数としてカウントしない。）、サイズは原則、日本工業規格A4とします。ただし、図表やグラフ等の内容がA3サイズで提示する方が視認性や理解度を向上できる場合に限り、例外的にA3の使用を認めます。その際は、A4に折り込むこと。両面印刷（長辺綴じ）、カラー（モノクロでも可）、フォントは図表等を除き基本11ポイント以上で作成すること。

ウ 業務実施体制表（様式6）

エ 見積書（様式7、様式7別紙、様式7-2）

①キャッシュレス決済導入経費（様式7）

（機器代、設置・設定作業費、操作研修費、キャッシュレス決済利用料、運用保守料、ほか初期導入に要する経費）※決済手数料以外

- ・初期導入時に必要となる経費を見積もること。…令和8年度分
- ・仕様書に記載の内容及び本業務を遂行する上で必要な費用を全て含めること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ・金額の内訳について見積積算内訳書（様式7別紙）を作成すること。
- ・本要領第1項（4）に定める提案上限額を超えないこと。

②導入年度以降の運用に係る経費（決済手数料以外）（様式7）

（キャッシュレス決済利用料、運用保守料、レシート用紙代等）

- ・キャッシュレス決済の運用に伴い発生する経費を年間ベースで見積もること。…令和9年度以降に必要となるランニングコスト1年分
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ・金額の内訳について見積積算内訳書（様式7別紙）を作成すること。

③対応する決済ブランド及び決済手数料率一覧（様式7-2）

- ・様式に示されている決済サービスブランドを必須とし、提案により可能な限りの決済ブランドと各決済手数料率を記載すること。
- ・小数点第二位まで記載し、小数点第三位以下の端数がある場合は切り上げとする。※決済手数料の計算方法も記入（例示）すること。
- ・取りまとめすることが可能な決済手数料率についてはできる限り取りまとめすることを想定した上で、各料率を記載すること。

オ 業務工程表（任意様式）

カ 参考資料（パンフレット等）

(2) 提出部数

正本1部、副本7部及び電子ファイル（※）

※電子ファイルは、メールもしくは電子媒体（CD-R 又は DVD-R）

(3) 提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

郵送・持参により、本要領第12項の事務局へ提出すること。

郵送による提出の場合は、提出期限日までの必着とし、書留等の配達記録が残る方法とすること。

持参による提出の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は午後5時まで）の間とする。

電子ファイルを電子メールにより提出する場合は、開封確認を付し、件名を「プロポーザル企画提案書等の提出（事業者名）」とすること。なお、メール送信後、開封通知が届かない場合は、電話で確認を行うこと。

8. 企画提案書等の作成（記載上の留意事項）

企画提案書等の作成にあたっては、本実施要領及び仕様書の内容を踏まえた上で、以下の事項に留意し作成するものとする。

(1) 基本内容

- ①簡潔かつ明瞭に記載すること。
- ②専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
- ③図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確な資料とすること。

(2) 提案事項

別紙「企画提案書作成要領」に記載されている事項を網羅する形で、提案者としてのアピールポイントを明記すること。

9. 審査方法

「吉野川市キャッシュレス決済導入業務プロポーザル選定委員会」において、別に定める評価基準に従って、評価を行う。

(1) 審査

ア 日時

令和8年7月13日（月） ※詳細は別途通知

イ 審査会場

吉野川市役所 ※詳細は別途通知

申出があれば、オンラインによる実施も認める。オンラインで実施する場合には、会議の開催に必要な会議室（Zoom、WebEx、Teamsのいずれか）の設定等を行うこと。また、事前に本市と協議の上接続試験を行うこと。

ウ 審査内容

提出された資料によるプレゼンテーション及びヒアリング[質疑応答]
実機によるデモンストレーションを行う場合は、その内容も評価対象とする。

エ 所要時間

50分程度（準備5分、プレゼンテーション30分、質疑応答15分）

オ 参加人数

5名以内とする。

※本業務のプロジェクトリーダー（プロジェクトの実質的な責任者）は必ず参加すること。

カ 評価基準

別紙：「評価基準表」のとおり

キ 受託候補者の決定

選定委員の平均評価点が6割以上の提案者の中から、評価点の最も高い提案をした者を受託候補者（優先交渉権者）とする。

同点の者がいる場合は、選定委員会で協議の上、順位を決定する。その際の協議内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

なお、参加者が1者であった場合でも、本プロポーザルは成立する。

ク 使用機器等

プロジェクター（HDMIケーブル含む）及びスクリーン、延長コードは本市が用意する。その他必要な機材は参加者で用意し、デモンストレーション用の実機の持ち込みも可とする。

(2) 審査結果の通知

令和8年7月中旬頃を目途に、提案者に審査結果を郵送で通知する。
なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(3) 審査結果の公表

本市ホームページにて公表する。

10. 契約の締結

本市と受託候補者（優先交渉権者）が協議を行い、協議成立後、正式な受託者として決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 市が提供する資料は提案の検討以外の目的で使用してはならない。また、参加者は本件に際して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (3) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。また、単位については日本の標準時及び計量法に定める単位によるものとする。
- (4) 参加者が提出した書類は、返却しない。また、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (5) 参加者は、提出した書類の全部又は一部を変更することはできない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において、市が認めた場合はこの限りでない。
- (6) 提案する事業者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (7) 採用された提案書等の著作権は吉野川市に帰属する。
- (8) 提出書類は、吉野川市情報公開条例（平成16年吉野川市条例第10号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

12. 事務局

〒776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市 総務部 デジタル推進課（担当：小松）

電話番号：0883-22-2234

電子メール：densan@yoshinogawa.i-tokushima.jp